別表十六(十一)の表中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額（((11)/(12))×引継者数）又は個別計算による金額）」を「適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額（((11)/(12))×引継者数）又は個別計算による金額）」に、「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎをした短期重要負債調整勘定の金額」を「適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした短要負債調整勘定の金額」に改め、同表の記載要領第11号中「「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額（((11)/(12))×引継者数）又は個別計算による金額）」を「(15)」」に、「「適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額（((11)/(12))×引継者数）又は個別計算による金額）」を「(15)」」に改める。

別表十七(三の四)付表一の表中「適格組織再編成の別：適格合併・適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格現物分配・適格事後設立
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：」を「適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資・適格現物分配
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：」に改め、同表の記載要領第1号を次のように改める。

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の８第６項（課税済金額とみなされる金額）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第６項（個別課税済金額とみなされる金額）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七(三の四)付表一の記載要領第11号(2)を削り、同号(3)中「若しくは被現物分配法人又は平成22年改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成22年旧法」という。）第２条第12号の６の２（定義）に規定する被事後設立法人」を「又は被現物分配法人」に、「（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）、適格現物出資若しくは」を「、適格現物出資又は」に改め、「又は平成22年旧法第２条第12号の15に規定する適格事後設立」を削り、「若しくは現物分配法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改め、同号(3)を同号(2)とし、同第五号中「平成22年旧措置法第66条の８第３項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この号において「平成22年改正法」という。）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成22年旧措置法」という。）第66条の８第３項」に改め、同第七号中「（平成22年旧措置法第66条の９の４第５項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する平成22年旧措置法第66条の８第５項の規定の適用を受ける場合を含む。）」及び「（平成22年旧措置法第68条の93の４第５項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する平成22年旧措置法第68条の92第５項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削る。